

(事業主の方へ)

雇用関係助成金を申請される事業主の方へ 不正受給が判明した場合は 公表を行います!

雇用関係助成金については、適正な支給を確保する観点から実地調査を行っています。実地調査には、事業主等の任意のご協力の下に行う「事業所訪問による調査」と雇用保険法第79条に基づく「立入検査」があります。雇用関係助成金は、これらの実地調査にご協力いただく等福岡労働局等が行う審査（申請書や添付書類は支給決定から5年間は保存してください。）にご協力いただくことが支給要件となっています。なお、実地調査は事前連絡なしで行うこともあります。

不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合は、報道機関に情報提供を行うとともに、ホームページ上で以下の内容を公表しています。

不正受給が判明した場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
- ・ 支給決定取消日、不正受給金額
- ・ 不正の内容
- ・ 社会保険労務士又は代理人や教育訓練を行う者が不正に関与していた場合にはそれらの者の名称や所在地等を **公表** しています。

✧ 特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して刑事告訴等を行うこともあります。

- 不正受給とは、偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不正な行為を行った支給申請に係る支給分を含めてそれ以降に支給した助成金は全額返還していただくとともに、すでに支給申請中の助成金は不支給となります。
- 上記に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年5%の割合で算定した延滞金、不正受給により返還を求めた額の20%に相当する額を請求します。
- 不支給とした日または支給を取り消した日から5年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金等を受給できなくなります。

